４年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額

$BZ_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00297

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00307

γ　当該市町村の財政力指数に-0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

CA_n　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CB_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00627

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642

$CB_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00889

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00997

CA'_n　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち省エネ改修等事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CB'_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

$CB'_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00533

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00598

δ　当該市町村の財政力指数に-0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五

４年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額

$BZ_{令4}$　ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00297

イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00307

γ　当該市町村の財政力指数に-0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.70との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300に満たないときは0.300とし、0.500を超えるときは0.500とする。

CA_n　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CB_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00627

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00642

CA'_n　脱炭素化推進事業（病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業に係るものを除く。）のうち省エネ改修等事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$CB'_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00376

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00385

δ　当該市町村の財政力指数に-0.50を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五